

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月8日(水) 午前9時58分から午前10時19分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地  
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 23人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

### 委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員

9番 野口 國治 委員 10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員

12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員

15番 中西 公仁 委員 16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員

18番 片岡 泰助 委員 20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員

23番 難波 朋裕 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 0人

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

6番 武本 章吾 委員 8番 山地 康弘 委員 21番 白神 勇 委員

## 6 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 「倉敷農業振興地域整備計画」 変更に係る意見について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について

## 7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二      事務局課長主幹 板谷 和俊      事務局課長主幹 塩見 雅子

事務局主幹 中村 英樹      事務局主幹 成田 裕次      事務局主任 小山 八穂子

事務局主任 大橋 浩直      事務局副主任 田中 和子

## 8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時58分)
事務局 吉井副参事	皆様おはようございます。 定刻前ですが、ただ今から2月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和5年2月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は23名です。 在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	それでは、議席番号4番松本一夫委員と議席番号5番田邊洋樹委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の中村主幹と成田主幹を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から4頁にかけて10件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が9件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から10番について調査票をもとに説明】 ご覧いただいておりますように、今回は特に問題となるような案件はございませんでした。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の10件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第1号の、1番から10番までについて、許可、と決定いたします。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に3件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました3件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた3件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がりましたが、農地法第4条の規定による許可申請の3件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から3番について、許可、と決定します。

続きまして、6頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、6頁から9頁にかけて10件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました10件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた10件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この10件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長	事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の10件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から10番について、許可、と決定します。</p> <p>続きまして、10頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいます、武本委員、山地委員、白神委員に関係する案件があります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>( 武本委員、山地委員、白神委員 退席 )</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】</p> <p>塩見でございます。ご説明させていただきます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、10頁から21頁にかけて67件の貸借権設定及び1件の所有権移転が、農業委員会に提出されました。</p> <p>まずは貸借についてご説明いたします。権利の種類の内訳は、賃貸借が11件、使用貸借が57件でございます。件数が1件多くなっておりますが、一枚の申込書に賃貸借と使用貸借があったためでございます。</p> <p>利用期間の更新は24件、更新切れを含む新規は43件でございます。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが25件、農地所有適格法人によるものが3件、その他は個人でございます。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>次に、21頁の所有権移転についてご説明いたします。</p> <p>本件は公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が行う農地売買等事業による所有権移転でございます。</p> <p>この（農地売買等）事業は、農業経営基盤強化促進法第7条に基づき公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が実施する事業で、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が農用地等及び農業用施設等を買入れ、認定農業者等に売渡しを行うことで、農業経営の規模拡大、農地の集約化を促進する事業でございます。</p> <p>土地の所在は真備町上二万地内の農地でございます。</p> <p>本件は現在の所有者である■■■■氏から公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が買入れるものでございます。引渡時期は令和5年2月27日を予定しております。</p> <p>なお、3月には担い手への売渡しが予定されております。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認が相当と判断いたします。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議 長	事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、3名の委員に入室するように伝えてください。</p> <p>(入室)</p> <p>退室されていた3名の委員に報告いたします。</p> <p>議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>続きまして、22頁をご覧ください。</p> <p>議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について」です。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見についての説明】</p> <p>中村です。説明させていただきます。</p> <p>議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画変更に係る意見について」でございますが、倉敷市長から農業委員会へ令和5年1月18日付（農第1313号）で「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見を求められています。</p> <p>市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。</p> <p>今回の主な変更点は、分家住宅等用地に供するための農用地区域からの除外です。</p> <p>まず、農用地区域からの除外については、33ページ(2)の「農用地等以外の用途に供することを目的とする農用地区域からの除外」ということで、表の5件が該当します。</p> <p>この5件については、担当委員さんに事前に確認していただきましたが、いずれも問題なしということで、農振除外が適切と思われまます。</p> <p>また、下の表の、3. 用途区分の変更ですが、農業用施設用地の用途区分の変更ということで、表の2件について変更予定です。</p> <p>最後に34ページですが、農業振興地域整備計画の変更の問題がないということであれば、この意見書案のとおり回答いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、34頁の意見書案のとおり回答することに、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号については意見書案のとおり回答することを承認します。</p> <p>続きまして、36頁をご覧ください。</p> <p>議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p><b>【議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】</b>  板谷でございます。  議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。  36頁の1番と2番をご覧ください。  この2件につきましては、被相続人は同一であり、自宅は玉島阿賀崎でございます。  まず1番の特例適用を受けようとする申請人は、被相続人の自宅近隣にお住いのアルバイト兼農業です。玉島阿賀崎地内外に2筆の申請農地があり、現地を確認したところ、野菜・果樹の作付けがされておりました。  続きまして2番の特例適用を受けようとする申請人は、被相続人と同一住所の公務員兼農業です。玉島阿賀崎地内外に3筆の申請農地があり、現地を確認したところ、いずれも水稻の作付けができる状態でありました。なお、このうち1筆につきましては一部を進入路等で使用されていますので、それらの土地面積を除き、稲作をされている農地部分の面積で申請されております。  以上のことから、2つの案件につきましては被相続人が生前農業経営を行っていたと判断されます。また、これらの申請農地は農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。  そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局では承認が相当と判断しました。  なお、玉島地区協議会において、異議なく承認されましたことをご報告いたします。  ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、議案第6号につきましては、2件とも承認することに 皆さん、ご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p><b>【異議なしの声】</b></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第6号についての2件は承認とします。  審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。  報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【報告第1号から第5号について報告・説明】</b>  成田です。報告いたします。  37頁をお開きください。  報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、37頁から44頁にかけて20件の届出がありました。  本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。  次に45頁をお開きください。  報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、45頁に6件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。  次に46頁をお開きください。  報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、46頁から50頁にかけて25件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p>

次に51頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが51頁から53頁にかけて21件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に54頁をお開きください。

報告第5号「市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について」でございますが54頁から55頁にかけて3件の買受適格証明願が提出されました。

本件は農地の転用目的での競売において参加資格を求める案件でございます。

買受適格証明書の手続きにつきましては、市街化区域内の転用届出の手續きに準じて行い、事務局長専決で事務処理を完了し買受適格証明書を交付しております。

競売期日は令和5年2月16日となっております。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議 長

事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議 長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号については、すべて確認、了承いただきました。

以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

吉井副参事

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

（次回総会の日程案内など連絡）

以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は3月8日（水）です。

ご出席のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

（閉会 午前10時19分）



倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和5年2月8日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員